

令和8年度大津市介護予防活動支援事業募集要領

1. 事業の目的

高齢者が、住み慣れた地域で「居場所」「仲間」「役割」とさらには日常生活を送る上での「生きがい」を創出するための活動を支援することにより、介護予防を推進することを目的とする。

2. 実施方法

創意工夫を凝らした介護予防の活動を行っている地域の各種団体から申請を受け、要件を満たした団体に対して補助金を交付する。

3. 補助対象者

- (1) 市内で介護予防活動を実施する地域のグループや市民団体、特定非営利活動法人等で、営利、政治活動又は宗教活動を目的としない市内の団体であること。
なお、営利を目的としない団体であっても、業務の一環として介護予防事業を行う団体は対象外。
- (2) 団体の名称及び活動内容が会則、規約等で定められていること。
- (3) 過去に団体が虚偽の報告等の不正な請求等による本補助金の交付の決定の取り消しを受けていないこと。(大津市補助金等交付規則第19条第1項又は第2項の規定による取り消し。)

4. 募集要件

- (1) 市内において実施されるものであること。
- (2) 1月につき1回以上の実施を基本とし、年度において10回以上実施するもの、又は1週につき1回の実施を基本とし、年度において42回以上実施するもの。
- (3) 1回の実施につき平均10人以上の参加者（その半数以上の者が、満60歳以上の者であること）があること。
- (4) 活動場所等の安全性や緊急時の対応策が確保されていること。
- (5) 地域住民が活動に参加できるよう周知を行い、新たな参加希望者を受け入れること。
- (6) 当該介護予防活動について、大津市から他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。また、大津市から補助金等の交付を受けている団体（自治会等）からも補助金等の交付を受けていないこと。（間接的交付もを受けていないこと。）
- (7) 介護予防活動を実施する団体情報（下記①～⑤）の大津市ホームページへの掲載に同意すること。（ホームページを見た方からの問い合わせに対応すること。）
①団体名 ②活動の概要 ③開催日時 ④所在地 ⑤連絡先（電話番号又はメールアドレス）

5. 募集团体数

- (1) 月 1 回程度（年度において 10 回以上）活動する団体 20 団体程度
- (2) 週 1 回程度（年度において 42 回以上）活動する団体 40 団体程度

6. 補助期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

7. 補助率及び補助金額

(1) 月 1 回程度（年度に 10 回以上）活動する団体

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の額 |
|--|--------|---|
| 介護予防活動に要する報償費（介護予防活動に伴い講師謝礼として支出するものに限るものとし、1 回当たり 10,000 円を上限とする。次項において同じ。）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料及び保険料 | 2 分の 1 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、30,000 円を限度とする。 |

(2) 週 1 回程度（年度に 42 回以上）活動する団体

| 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の額 |
|---|--------|---|
| 介護予防活動に要する報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料及び保険料 | 2 分の 1 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）。ただし、90,000 円を限度とする。 |

8. 提出書類

- (1) 大津市介護予防活動支援事業補助金交付申請書
- (2) 団体等概要書
- (3) 事業計画書
- (4) 事業予算書
- (5) 団体の活動内容が分かる規約、会則その他これらに相当する書類

※その他、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

9. 応募方法

上記提出書類を次により提出すること。

- (1) 応募期限 令和8年4月24日（金）
午後5時00分必着のこと（郵送の場合は当日消印有効）
- (2) 応募先 大津市健康福祉部長寿福祉課（以下「長寿福祉課」という。）
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出部数 原本1部
- (5) 留意事項 応募書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
提出された応募書類等は返却しない。

10. 補助対象者の決定

長寿福祉課において、提出書類に基づき、その内容を総合的に審査し決定する。ただし、補助金の予算枠を超える応募があった場合は、選定委員会を開催し、補助金の予算枠内で決定する。結果については、5月中旬頃、各応募者に通知する。

11. 事業内容の変更

年度の途中において、事業の内容、予算等に変更が生じる場合は、原則、内容の変更前に変更に係る承認申請を行うこと。

12. 事業完了報告

- (1) 必ず、補助事業年度の末日までに、事業実績書、事業決算書、事業に要した費用に係る領収書等を長寿福祉課に提出すること。
- (2) 長寿福祉課において、書類審査のうえ補助金額を確定する。

13. 補助金の交付

- (1) 第1回目 事業開始後（8月頃）に補助金額の2分の1を交付する。
- (2) 第2回目 事業実績書等に基づき補助金額の確定後、残額を交付する。（翌年5月）

14. 問合せ先

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市健康福祉部長寿福祉課

TEL: (077) 528-2741

FAX: (077) 526-8382